

# 地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用 に関する法律の一部を改正する法律案（仮称）の概要

## 制度改正の背景

【地方公務員制度調査研究会報告（平成 11 年 4 月 27 日）】

「地方公務員制度を 21 世紀の地方自治を支える人事制度にふさわしいあり方に改革」

- 人事管理の新たなあり方 政策形成能力の開発等の人材の育成等
- 人事機関の機能の充実 公平委員会の権限の選択的拡大等

【構造改革特別区域基本方針・別表 2（平成 15 年 7 月 4 日）】

【「規制改革集中受付月間」において提出された全国規模での規制改革要望への対応方針について（平成 15 年 9 月 19 日閣議報告、平成 15 年 12 月 26 日尊重閣議決定）】

「一般職の短時間勤務をはじめ、任期付採用の拡大等も含め、多様な勤務形態の導入を図るため、有識者等の意見を踏まえ検討し、措置する（平成 15 年度中）」

【規制改革の推進に関する第 3 次答申（平成 15 年 12 月 22 日）】

「任期付職員の採用など効率的な人材配置を可能とする仕組みについて検討すべき」

【地方公務員制度調査研究会報告（平成 15 年 12 月 25 日）】

「地方公務員の多様な任用・勤務形態の導入について積極的に検討」

- 常勤職員の短時間化 自主的な研鑽のための部分休業、漸次的現役離職のための短時間勤務制度
- 任期付短時間勤務職員 住民サービスの向上のための短時間職員、任期付採用の短時間職員、部分休業の代替職員等
- 任期付採用の拡大 プロジェクト等終期の明確な業務にあたる職員、一時的な業務量の増加に対応する職員等

## 改正の趣旨

地方分権の進展等に対応して地方公共団体の公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、任期付採用の拡大等任用・勤務形態の多様化、計画的な人材の育成、人事行政運営における公正性及び透明性の確保、人事委員会及び公平委員会の機能の充実等を図るための措置を講ずる。

### 任用・勤務形態の多様化

自己研鑽や、社会貢献等のため、大学等で修学する場合や、定年退職前の一定年齢に達した場合には、部分休業の取得を可能に

一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる場合等一定の場合には、任期を定めて常勤又は短時間勤務の職員を採用することを可能に

### 計画的な人材の育成

分権時代を担う人材を計画的に育成するため、研修の目標や研修計画の指針、推進体制等を定めた人材育成方針の策定を法律上明確化

### 公正性・透明性の確保

職員の任用、給与等の状況や人事委員会等の給与勧告、競争試験等の情報を住民に公表し、地方公共団体の人事行政運営における公正性・透明性を確保

### 人事委員会・公平委員会の機能充実

職員からの苦情相談の処理権限の追加、公平委員会による競争試験・選考などの選択的实施など、人事委員会・公平委員会の機能を充実

# 地方公務員制度における任用・勤務形態の多様化について

平成15年12月

総務省公務員部

○地方公務員制度調査研究会（会長：塩野宏東京大学名誉教授）は、今般、「分権新時代の地方公務員制度－任用・勤務形態の多様化－」と題する報告書を取りまとめ、以下のような新しい制度の創設を提言。

- (1) 任期付短時間勤務職員制度の創設
- (2) 任期付採用の拡大
- (3) 常勤職員の短時間化

○ 任用・勤務形態の多様化のねらい

任期の定めのない常勤職員を中心とする公務運営を引き続き基本としつつ、以下のような効果を狙い、任期付採用の拡大、短時間勤務など任用・勤務形態の多様化を図る。

- ① 短時間勤務制度により、原則フルタイムのみの勤務形態の下では就労し難かった者に門戸を拡大  
例) 子育ては一段落したものの一日家を空けることは難しい主婦、ボランティア活動を行っている主婦等が、地方公務員として地域のために働くことが可能となる。
- ② 短時間勤務の職員によるワークシェアリングで、地域雇用を創出  
例) 「午前勤務」の職員と「午後勤務」の職員によるワークシェアリング
- ③ 短時間勤務職員を活用することにより、行政サービスの向上にきめ細かく、かつ効率的に対処  
例) 住民票・戸籍の受付窓口、年金の相談窓口などの時間延長
- ④ 一定期間内に終了することが明らかな事業、業務の増加が一時的な事業に対し、任期付職員を充て、行政ニーズに的確に対応しつつ、行政の肥大化を防止  
例) 数ヶ年限り予測される児童数増加に、任期付の教員を充てる。
- ⑤ 短時間勤務（部分休業）を認めることにより、職員が、大学等で学ぶことや、ボランティア活動に参画することをバックアップ  
例) 夕方に休業して夜間の大学に通う（休業時間中は無給）。

○ 新設すべき制度の具体的イメージは、以下のとおり。

#### (1) 任期付短時間勤務職員制度の創設

以下の場合に、本格的業務に従事することができる任期付短時間勤務職員を採用することができることとする。

- ア 住民に対し直接サービスを提供する部門において、サービスを向上させるために常勤職員とともに短時間勤務職員を活用することが有効な場合
- イ アにより達成したサービス水準を維持するために引き続き短時間勤務職員を活用する必要がある場合
- ウ 育児のための部分休業を取得している職員、定年前短時間勤務職員等と短時間勤務職員とによって、ワークシェアリングを行う場合
- エ 特定のプロジェクトに係る職などその終期が明確な職に就ける場合
- オ 業務の拡大、転換、廃止等に伴い、一時的に人員が必要となる場合

#### (2) 任期付採用の拡大

以下の場合に、職員を任期付で採用することができることとする。

- ア 特定のプロジェクトに係る職などその終期が明確な職に就ける場合
- イ 業務の拡大、転換、廃止等に伴い、一時的に人員が必要となる場合

※そのほか、ア又はイに準ずる場合等で、公務の能率的運営を図るために期限を定めて職員を採用する必要があるものとして条例で定める場合について検討。

#### (3) 常勤職員の部分休業制度

任命権者は、以下の場合に、常勤職員の部分休業を認めることができることとする。

- ア 自主的な研鑽のための部分休業（大学で学び、学習成果を公務に還元）
- イ 漸次的現役離職のための部分休業（定年退職前の一定年間前から、地域活動に従事する場合等）

○法律改正に当たっては、制度の大枠のみを法律で定め、具体的内容は各地方自治体の条例等において定めるものとする。

以 上